

日医発第 256 号（保 56）  
平成 24 年 6 月 11 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
横倉義武

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

平成 24 年 6 月 1 日付厚生労働省告示第 380 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、新名称の医薬品「㊦アスピリン「日医工」」等、50 品目が薬価基準の別表に掲載されたものであります。

また、同日付厚生労働省告示第 381 号で、旧名称の医薬品「㊦アスピリン・OY」等、50 品目が掲示事項等告示の別表に掲載され、経過措置品目（使用期限：平成 25 年 3 月 31 日限り）となりました。

つきましては、以上の改正内容に関して、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 8 月号に掲載を予定しております。

（添付資料）

1. 官報（平 24. 6. 1 号外第 119 号抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について  
（平 24. 6. 1 厚生労働省保険局医療課事務連絡）



# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

- 〔府 令〕
  - 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(内閣府三八)
- 〔府令・省令〕
  - 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令
  - (内閣府・財務・経済産業)労働金庫法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働七)
  - (省 令)電気関係報告規則等の一部を改正する省令(経済産業四)
- 〔告 示〕
  - 銀行法施行規則第十七条の二第二項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件等の一部を改正する件(金融庁五)

- 株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示の一部を改正する件(金融庁・財務・経済産業四)
- 労働金庫法施行規則第四十五条第五項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件の一部を改正する件(金融庁・厚生労働六)
- チルドハンパーステーキ品質表示基準の一部を改正する件
- チルドミートボール品質表示基準の一部を改正する件(同四)
- 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(厚生労働三八)
- 療担規則及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める指示事項等の一部を改正する件(同三八)
- チルドハンパーステーキの日本農林規格の一部を改正する件
- (農林水産一四七四)チルドミートボールの日本農林規格の一部を改正する件(同四七五)
- チルドミートボールについての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件(同四七六)
- 種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件(同一四七七)・(四八五)
- 漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件(防衛一三九)
- 道路に関する件
- (近畿地方整備局一三二)道路に関する件
- (中国地方整備局八四)

### 〔官庁報告〕

#### 官庁事項

水防活動用洪水予報及び警報の開始について(気象庁)

伊江島補助飛行場の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告(防衛省)

キャンブ・ハンセンの一部土地に関する裁決の申請等に関する公告(同)

牧港補給地区の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告(同)

### 〔公 告〕

#### 諸事項

裁判所  
除権決定、破産、免責、再生関係  
特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、第二十八回下水道技術検定実施、第二十六回下水道管理技術認定試験実施、プログラム著作物に係る登録関係

地方公共団体  
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、旅行者営業保証金の権利実行申立て関係

会社その他  
会社決算公告

## 府 令

### ○内閣府令第三十八号

銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)及び関係法令の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年六月一日

内閣総理大臣 野田 佳彦  
銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

#### (銀行法施行規則の一部改正)

第一条 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第三項を次のように改める。

第十四条第七項第二号に規定する内閣府令で定める国民経済上特に緊要な事業は、電気事業法(昭和二十九年法律第七十号)第二十一条第一号に規定する一般電気事業とす。

第十七条の二第三項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となつて居る財産(不動産を除く)の売買の代理又は媒介を行う業務。

第十七条の三第三項第十四号中「又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社(以下この号において「買取会社」という)が当該親銀行等から買い取つた不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合」及び「又は当該買取会社」を削り、「これらの」を「当該」「不動産を」を「財産」に、「不動産の」を「財産の」に、「第二項第三号の」を「中」すべて「を」全て「に」改める。

第三十四条の二第六項第三号の次に次の一号を加える。

十の二 他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となつて居る財産(不動産を除く)の売買の代理又は媒介を行う業務。



品 名 規 格 単 位 薬 価

(カ)

カルボプラチン注射液50mg「日医工」 50mg5 mL1瓶 3,311  
カルボプラチン注射液150mg「日医工」 150mg5 mL1瓶 7,834  
カルボプラチン注射液450mg「日医工」 450mg45 mL1瓶 19,646

(セ)

セフタジム静注用0.5g「日医工」 500mg1瓶 482  
セフタジム静注用1g「日医工」 1g1瓶 652

(ウ)

ピペラシリンナトリウム注射液1g「日医工」 1g1瓶 149  
ピペラシリンナトリウム注射液2g「日医工」 2g1瓶 244

品 名 規 格 単 位 薬 価

(ア)

テクリノール液0.1%「日医工」 0.1%10mL 7.20

(エ)

液状フェノール「日医工」 10mL 12.70  
塩化ナトリウム「日医工」 10g 6.50

(キ)

ネオードチンキ「日医工」 10mL 13.40

(ク)

グリセリン「Ni k P」 10mL 11.70  
クレゾール石ケン液「日医工」 10mL 9.40

(コ)

5%グルコン酸クロルヘキシジン液「日医工」 5%10mL 9.30

(シ)

酢酸「日医工」 10mL 4.70  
酸化亜鉛「日医工」 10g 25.00

(チ)

チンク油「日医工」 10g 17.30

(ハ)

ハノエタノール消毒液2%「日医工」 10mL 7.90

(ヒ)

水酢酸「Ni k P」 10g 8.50

(ホ)

フルチカゾン点鼻液50μg「Ni k P」28噴霧器用 2.04mg4 mL1瓶 429.00  
フルチカゾン点鼻液50μg「Ni k P」56噴霧器用 4.08mg8 mL1瓶 968.10

(ヘ)

ホウ酸「Ni k P」 10g 22.50  
ホビドソード液10%「日医工」 10%10mL 12.20  
ホビドソードゲル7%「日医工」 7%1 mL 2.00

(ヨ)

コードチンキ「日医工」 10mL 16.00

(リ)

流動パラフィン「Ni k P」 10mL 9.60  
両性石ケン液10%「日医工」 10%10mL 7.90

○厚生労働省告示第三百八十一号

保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和三十一年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び  
保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十一年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高年齢者  
の療養の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚  
生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療養規則及び療養規則  
並びに療養基準に基づき厚生労働大臣が定める提示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の  
趣を次のように改正する。  
平成二十四年六月二日 厚生労働大臣 小宮山洋子

別表第2に第7部として次のように加える。

第7部 内 用 補

品 名 規 格 単 位

(ア)

アムピリン、OY 10g  
アムロジピン錠2.5mg「ガレシ」 2.5mg1錠  
アムロジピン錠5mg「ガレシ」 5mg1錠

(エ)

1-メントール、OY 1g  
塩酸ミノサイクリンカプセル100「マルコ」 100mg1カプセル  
塩酸ミノサイクリン錠50「マルコ」 50mg1錠

(ク)

クエン酸、OY 10g

(シ)

ジブスターゼ、O1 10g  
次硝酸ヒスマス、OY 1g  
重質酸化マグネシウム、O1 10g  
重質炭酸マグネシウム、OY 10g

(セ)

セフテクトル細粒10%「マルコ」 100mg1g  
セフテクトル細粒20%「マルコ」 200mg1g  
セフテレキシジン錠250「マルコ」 250mg1錠

(ニ)

乳酸カルシウム、OY 10g

(ハ)

ハツカ油、OY 1 mL

(ヒ)

ヒマシ油、OY 10mL

(ホ)

フアモチジン散2%「KOB A」 2%1g  
フアモチジンD錠10mg「KOB A」 10mg1錠  
フアモチジンD錠20mg「KOB A」 20mg1錠

(ヨ)

ゾドク散、O1 10g

(リ)

硫酸マグネシウム、O1 10g  
リン酸ジヒドロチオン散1%「マルコ」 1%1g

品名	注	単位	規格	単位
(カ) カルボトラチン注射液50mg「ヤルコ」		瓶	50mg・5 mL	1 瓶
カルボトラチン注射液150mg「ヤルコ」		瓶	150mg・15 mL	2 瓶
カルボトラチン注射液450mg「ヤルコ」		瓶	450mg・45 mL	1 瓶
(セ) センタジウム静注用0.5g「ヤルコ」		瓶	300mg・1 瓶	1 瓶
センタジウム静注用1g「ヤルコ」		瓶	1 瓶	1 瓶
(ヒ) ヒンチリンナトリウム注射液1g「ヤルコ」		瓶	1 瓶	1 瓶
ヒンチリンナトリウム注射液2g「ヤルコ」		瓶	2 瓶	2 瓶
品名	外	名	用	
(ア) テクリノール液0.1%「ORY」				0.1%・10mL
(エ) 液状フェノール、OY				10mL
(キ) 塩化ナトリウム、OY				10g
(ク) ヨードチンキ、OY				10mL
(コ) グリセリン、OY				10mL
(カ) クレゾール石ケン液、OY				10mL
(キ) 5%グルコン酸クロルヘキシジン液、OY				5%・10mL
(ク) 酢酸、OY				10mL
(ケ) 酸化亜鉛、OY				10g
(コ) チンク油、OY				10g
(カ) ハイポエタノール消毒液2%「ORY」				10mL
(キ) 氷酢酸、OY				10g
(ク) フルチカゾン点鼻液50μg「カレン」		瓶	2.04mg・4 mL	1 瓶
フルチカゾン点鼻液50μg「カレン」		瓶	4.08mg・8 mL	1 瓶
(ケ) ホク酸、OY				10g
(コ) ホビドノヨード液10%「ORY」				10%・10mL
(カ) ホビドノヨードガーグル7%「ORY」				7%・1 mL
(キ) ヨードチンキ、OY				10mL
(ク) 流動パラフィン、OY				10mL
(コ) 両性石ケン液10%・OY				10%・10mL

○農林水産省告示第千四百七十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第九條において準用する同法第七條第一項の規定に基づき、チルドハンパーステーキの日本農林規格（昭和五一年一月八日農林省告示第千十六号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十四年七月一日から施行する。

平成二十四年六月一日

農林水産大臣臨時代理  
国務大臣 前田 武志

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び北海道農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖繩総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前のチルドハンパーステーキの日本農林規格により格付の表示が付されたチルドハンパーステーキについては、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千四百七十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第九條において準用する同法第七條第一項の規定に基づき、チルドミートボールの日本農林規格（昭和六十一年九月五日農林水産省告示第千二百二十八号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十四年七月一日から施行する。

平成二十四年六月一日

農林水産大臣臨時代理  
国務大臣 前田 武志

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び北海道農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖繩総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前のチルドミートボールの日本農林規格により格付の表示が付されたチルドミートボールについては、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千四百七十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九條第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む）の規定に基づき、チルドミートボールについての製造業者等の認定の技術的基準（平成二十二年九月十九日農林水産省告示第千二百四十二号）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月一日から施行する。

平成二十四年六月一日

農林水産大臣臨時代理  
国務大臣 前田 武志

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び北海道農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖繩総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九條第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十三年十月一日に消滅したものとみなされる。

平成二十四年六月一日

農林水産大臣臨時代理  
国務大臣 前田 武志

- 登録番号 第10710号
  - 登録年月日 平成十四年9月30日
  - 農林水産産物の種類 Kosa I.
  - 登録品種の名称 ルーゼヨウナシマシメシメ
  - 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 岐阜県安八郡養之内町四番323 中島均
- 農林水産省告示第千四百七十八号
- 種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九條第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。
- なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十三年十月一日に消滅したものとみなされる。
- 平成二十四年六月一日
- 農林水産大臣臨時代理  
国務大臣 前田 武志



事務連絡  
平成24年6月1日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）については、平成24年厚生労働省告示第380号及び第381号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（内用薬23品目、注射薬7品目及び外用薬20品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	8,686	3,844	2,452	27	15,009

2 揭示事項等告示の一部改正について

- (1) 新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬23品目、注射薬7品目及び外用薬20品目）について、揭示事項等告示の別表第2に収載するものであること。
- (2) (1)により揭示事項等告示の別表第2に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	160	139	54	1	354



(参考1)

## 薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬 ㊤ アスピリン「日医工」	アスピリン	10g	23.70
2	内用薬 ㊤ アムロジピン錠2.5mg「NikP」	アムロジピンベシル酸塩	2.5mg1錠	13.50
3	内用薬 ㊤ アムロジピン錠5mg「NikP」	アムロジピンベシル酸塩	5mg1錠	23.10
4	内用薬 ㊤ l-メントール「日医工」	l-メントール	1g	22.80
5	内用薬 塩酸ミノサイクリンカプセル100「日医工」	ミノサイクリン塩酸塩	100mg1カプセル	28.00
6	内用薬 ㊤ 塩酸ミノサイクリン錠50「日医工」	ミノサイクリン塩酸塩	50mg1錠	14.90
7	内用薬 ㊤ クエン酸「日医工」	クエン酸	10g	13.80
8	内用薬 ㊤ ジアスターゼ「日医工」	ジアスターゼ	10g	28.70
9	内用薬 ㊤ 次硝酸ビスマス「日医工」	次硝酸ビスマス	1g	9.00
10	内用薬 ㊤ 重質酸化マグネシウム「NikP」	酸化マグネシウム	10g	10.80
11	内用薬 ㊤ 重質炭酸マグネシウム「日医工」	炭酸マグネシウム	10g	11.90
12	内用薬 ㊤ セファクロル細粒10%「日医工」	セファクロル	100mg1g	10.50
13	内用薬 ㊤ セファクロル細粒20%「日医工」	セファクロル	200mg1g	19.80
14	内用薬 セファレキシシン錠250「日医工」	セファレキシシン	250mg1錠	10.70
15	内用薬 ㊤ 乳酸カルシウム「NikP」	乳酸カルシウム	10g	27.80
16	内用薬 ㊤ ハッカ油「日医工」	ハッカ油	1mL	14.20
17	内用薬 ㊤ ヒマシ油「日医工」	ヒマシ油	10mL	13.80

(参考1)

## 薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
18	内用薬 ㊦ ファモチジン散2%「日医工」	ファモチジン	2%1g	23.30
19	内用薬 ファモチジンD錠10mg「日医工」	ファモチジン	10mg1錠	10.50
20	内用薬 ファモチジンD錠20mg「日医工」	ファモチジン	20mg1錠	13.50
21	内用薬 ㊦ ブドウ糖「日医工」	ブドウ糖	10g	13.20
22	内用薬 ㊦ 硫酸マグネシウム「NikP」	硫酸マグネシウム水和物	10g	8.00
23	内用薬 ㊦ リン酸ジヒドロコデイン散1%「日医工」	ジヒドロコデインリン酸塩	1%1g	8.20
24	注射薬 カルボプラチン注射液50mg「日医工」	カルボプラチン	50mg5mL1瓶	3,311
25	注射薬 カルボプラチン注射液150mg「日医工」	カルボプラチン	150mg15mL1瓶	7,834
26	注射薬 カルボプラチン注射液450mg「日医工」	カルボプラチン	450mg45mL1瓶	19,646
27	注射薬 ㊦ セフトジジム静注用0.5g「日医工」	セフトジジム水和物	500mg1瓶	482
28	注射薬 ㊦ セフトジジム静注用1g「日医工」	セフトジジム水和物	1g1瓶	652
29	注射薬 ㊦ ピペラシリンナトリウム注射用1g「日医工」	ピペラシリンナトリウム	1g1瓶	149
30	注射薬 ㊦ ピペラシリンナトリウム注射用2g「日医工」	ピペラシリンナトリウム	2g1瓶	244
31	外用薬 アクリノール液0.1%「日医工」	アクリノール水和物	0.1%10mL	7.20
32	外用薬 ㊦ 液状フェノール「日医工」	フェノール	10mL	12.70
33	外用薬 ㊦ 塩化ナトリウム「日医工」	塩化ナトリウム	10g	6.50
34	外用薬 ㊦ 希ヨードチンキ「日医工」	ヨウ素	10mL	13.40

(参考1)

## 薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
35	外用薬 ㊦ グリセリン「N i k P」	グリセリン	10mL	11.70
36	外用薬 ㊦ クレゾール石ケン液「日医工」	クレゾール	10mL	9.40
37	外用薬 5%グルコン酸クロルヘキシジン液「日医工」	クロルヘキシジングルコン酸塩	5%10mL	9.30
38	外用薬 ㊦ 酢酸「日医工」	酢酸	10mL	4.70
39	外用薬 ㊦ 酸化亜鉛「日医工」	酸化亜鉛	10g	25.00
40	外用薬 ㊦ チンク油「日医工」	酸化亜鉛	10g	17.30
41	外用薬 ハイポエタノール消毒液2%「日医工」	チオ硫酸ナトリウム水和物	10mL	7.90
42	外用薬 ㊦ 氷酢酸「N i k P」	酢酸	10g	8.50
43	外用薬 フルチカゾン点鼻液50 $\mu$ g「N i k P」28噴霧用	フルチカゾンプロピオン酸エステル	2.04mg4mL1瓶	429.00
44	外用薬 フルチカゾン点鼻液50 $\mu$ g「N i k P」56噴霧用	フルチカゾンプロピオン酸エステル	4.08mg8mL1瓶	968.10
45	外用薬 ㊦ ホウ酸「N i k P」	ホウ酸	10g	22.50
46	外用薬 ポビドンヨード液10%「日医工」	ポビドンヨード	10%10mL	12.20
47	外用薬 ポビドンヨードガーグル7%「日医工」	ポビドンヨード	7%1mL	2.00
48	外用薬 ㊦ ヨードチンキ「日医工」	ヨウ素	10mL	16.00
49	外用薬 ㊦ 流動パラフィン「N i k P」	流動パラフィン	10mL	9.60
50	外用薬 両性石ケン液10%「日医工」	アルキルジアミノエチルグリシン塩酸塩	10%10mL	7.90

(参考2)

揭示事項等告示

別表2 (平成25年3月31日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬 ㊦ アスピリン. OY	アスピリン	10g	23.70
2	内用薬 ㊦ アムロジピン錠2.5mg「ガレン」	アムロジピンベシル酸塩	2.5mg1錠	13.50
3	内用薬 ㊦ アムロジピン錠5mg「ガレン」	アムロジピンベシル酸塩	5mg1錠	23.10
4	内用薬 ㊦ l-メントール. OY	l-メントール	1g	22.80
5	内用薬 塩酸ミノサイクリンカプセル100「マルコ」	ミノサイクリン塩酸塩	100mg1カプセル	28.00
6	内用薬 ㊦ 塩酸ミノサイクリン錠50「マルコ」	ミノサイクリン塩酸塩	50mg1錠	14.90
7	内用薬 ㊦ クエン酸. OY	クエン酸	10g	13.80
8	内用薬 ㊦ ジアスターゼ. OI	ジアスターゼ	10g	28.70
9	内用薬 ㊦ 次硝酸ビスマス. OY	次硝酸ビスマス	1g	9.00
10	内用薬 ㊦ 重質酸化マグネシウム. OI	酸化マグネシウム	10g	10.80
11	内用薬 ㊦ 重質炭酸マグネシウム. OY	炭酸マグネシウム	10g	11.90
12	内用薬 ㊦ セファクロル細粒10%「マルコ」	セファクロル	100mg1g	10.50
13	内用薬 ㊦ セファクロル細粒20%「マルコ」	セファクロル	200mg1g	19.80
14	内用薬 セファレキシシン錠250「マルコ」	セファレキシシン	250mg1錠	10.70
15	内用薬 ㊦ 乳酸カルシウム. OY	乳酸カルシウム	10g	27.80
16	内用薬 ㊦ ハッカ油. OY	ハッカ油	1mL	14.20
17	内用薬 ㊦ ヒマシ油. OY	ヒマシ油	10mL	13.80

掲示事項等告示

別表2 (平成25年3月31日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
18	内用薬 ㊦ ファモチジン散2%「KOBA」	ファモチジン	2%1g	23.30
19	内用薬 ファモチジンD錠10mg「KOBA」	ファモチジン	10mg1錠	10.50
20	内用薬 ファモチジンD錠20mg「KOBA」	ファモチジン	20mg1錠	13.50
21	内用薬 ㊦ ブドウ糖. OI	ブドウ糖	10g	13.20
22	内用薬 ㊦ 硫酸マグネシウム. OI	硫酸マグネシウム水和物	10g	8.00
23	内用薬 ㊦ リン酸ジヒドロコデイン散1%「マルコ」	ジヒドロコデインリン酸塩	1%1g	8.20
24	注射薬 カルボプラチン注射液50mg「マルコ」	カルボプラチン	50mg5mL1瓶	3,311
25	注射薬 カルボプラチン注射液150mg「マルコ」	カルボプラチン	150mg15mL1瓶	7,834
26	注射薬 カルボプラチン注射液450mg「マルコ」	カルボプラチン	450mg45mL1瓶	19,646
27	注射薬 ㊦ セフトジジム静注用0.5g「マルコ」	セフトジジム水和物	500mg1瓶	482
28	注射薬 ㊦ セフトジジム静注用1g「マルコ」	セフトジジム水和物	1g1瓶	652
29	注射薬 ㊦ ピペラシリンナトリウム注射用1g「マルコ」	ピペラシリンナトリウム	1g1瓶	149
30	注射薬 ㊦ ピペラシリンナトリウム注射用2g「マルコ」	ピペラシリンナトリウム	2g1瓶	244
31	外用薬 アクリノール液0.1%「ORY」	アクリノール水和物	0.1%10mL	7.20
32	外用薬 ㊦ 液状フェノール. OY	フェノール	10mL	12.70
33	外用薬 ㊦ 塩化ナトリウム. OI	塩化ナトリウム	10g	6.50
34	外用薬 ㊦ 希ヨードチンキ. OY	ヨウ素	10mL	13.40

(参考2)

揭示事項等告示

別表2 (平成25年3月31日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
35	外用薬 ㊦ グリセリン. O I	グリセリン	10mL	11.70
36	外用薬 ㊦ クレゾール石ケン液. O I	クレゾール	10mL	9.40
37	外用薬 5%グルコン酸クロルヘキシジン液・O Y	クロルヘキシジングルコン酸塩	5%10mL	9.30
38	外用薬 ㊦ 酢酸. O Y	酢酸	10mL	4.70
39	外用薬 ㊦ 酸化亜鉛. O I	酸化亜鉛	10g	25.00
40	外用薬 ㊦ チンク油. O Y	酸化亜鉛	10g	17.30
41	外用薬 ハイポエタノール消毒液2%「O R Y」	チオ硫酸ナトリウム水和物	10mL	7.90
42	外用薬 ㊦ 氷酢酸. O I	酢酸	10g	8.50
43	外用薬 フルチカゾン点鼻液50 $\mu$ g「ガレン」28噴霧用	フルチカゾンプロピオン酸エステル	2.04mg4mL1瓶	429.00
44	外用薬 フルチカゾン点鼻液50 $\mu$ g「ガレン」56噴霧用	フルチカゾンプロピオン酸エステル	4.08mg8mL1瓶	968.10
45	外用薬 ㊦ ホウ酸. O I	ホウ酸	10g	22.50
46	外用薬 ポビドンヨード液10%「O R Y」	ポビドンヨード	10%10mL	12.20
47	外用薬 ポビドンヨードガーグル7%「O R Y」	ポビドンヨード	7%1mL	2.00
48	外用薬 ㊦ ヨードチンキ. O Y	ヨウ素	10mL	16.00
49	外用薬 ㊦ 流動パラフィン. O I	流動パラフィン	10mL	9.60
50	外用薬 両性石ケン液10%・O Y	アルキルジアミノエチルグリシン塩酸塩	10%10mL	7.90